

佐賀県告示第二百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年十月一日から平成二十二年十一月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域		変更前の 幅員 メートル	延長 メートル
	区	間		
一般国道 二〇四号	伊万里市波多津町木場字葉山 二八四七番二地先から	前	二七・〇	一、 一二七・六
		後	七・六	
	伊万里市波多津町木場字中田 二六二七番八地先まで	前	二七・〇	一、 一二三・六
		後	八・五	
伊万里市波多津町木場字開田 二二四四番一地先から	前	四二・〇	三六四・一	
	後	一一・三		
伊万里市波多津町木場字開田 二二四四番一地先から	前	二六・六	三七〇・六	
	後	六・〇		
伊万里市波多津町木場字開田 二一六八番地先まで	前			
	後			